



議案第 六 号

特別職の職員で非常勤のものゝの報酬及び費用弁償に關する条例の一部改正
に關して

次のとおり特別職の職員で非常勤のものゝの報酬及び費用弁償に關する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六條第一項の規定により、本議会の議決を要する。

昭和五十年三月十一日

三朝町長 松村 喬 哉

昭和五拾年參月拾九日 原案可決

三朝町議會議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和四十五年三朝町
条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を「別表（第二条及び第五条関係）」に改め、同表監査委員の項中「
八一〇〇円」を「一〇五〇〇円」に改め、同表教育委員の項中「十二〇〇〇円」を「
一四四〇〇〇円」に、「九〇〇〇〇円」を「一七〇〇〇〇円」に、「七五六〇〇円」を
「九八四〇〇円」に改め、同表農業委員会の項中「一二〇〇〇円」を「一四四〇〇
円」に、「九〇〇〇〇円」を「一二〇〇〇〇円」に、「七五六〇〇円」を「九八四〇〇
円」に改め、同表固定資産評価審査委員会委員の項中「三二〇〇円」を「三八〇〇円」
に改め、同表選挙管理委員会委員長の項中「三三〇〇円」を「四〇〇〇円」に改め、同
表選挙管理委員会委員の項中「三二〇〇円」を「三〇〇〇円」に改め、同表法律又はと

れに基づき政令で定める附属機関の委員その他これに類する構成員の項中「三一〇〇円」を「三八〇〇円」に改め、同表条例で定めた附属機関の委員その他これに類する構成員の項中「二一〇〇円」を「三八〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十年四月一日から施行する。